

## 1 発券番号呼出システム

### (1) 設置機器

#### (市民課)

- ア 番号発券機 1台
- イ 呼出操作器 9台
- ウ 呼出番号個別表示機 5台
- エ 発券番号呼出ディスプレイ 1台 要相談
- オ その他 システム構成上必要な機器等

#### (国保年金課)

- ア 番号発券機 1台
- イ 呼出操作器 2台
- ウ 呼出番号個別表示機 2台
- エ 発券番号呼出ディスプレイ 1台 要相談
- オ その他 システム構成上必要な機器等

#### (医療助成室)

- ア 番号発券機 1台
- イ 呼出操作器 2台
- ウ 呼出番号個別表示機 1台
- オ その他 システム構成上必要な機器等

#### ア 番号発券機

番号	項目	規格・機能
(1)	画面	8インチ以上。カラー。タッチパネル式
(2)	表示内容	発券時の画面に、業務名・待ち人数を表示
(3)	対応業務	4業務以上
(4)	発券番号札	感熱ロール紙対応。番号、年月日を印字

(注) 1：設置は、カウンター上とする。

2：架台、感熱ロール紙は見積金額に含まないものとする。

#### イ 呼出操作器

番号	項目	規格・機能
(1)	操作モニター 表示内容	指定業務の呼出番号・待ち人数を表示
(2)	操作キー	次の機能を使用できること 順列呼出：番号を昇順で呼び出す 指定呼出：指定の番号を呼び出す 取消：呼び出す必要のない番号を削除する 終了：呼び出し窓口対応後、表示を削除する

(注) 1：設置は、窓口カウンター上の執務室側とする。

## ウ 呼出番号個別表示機

番号	項目	規格・機能
(1)	画面	表面（来庁者側）と裏面（執務室側）の両面
(2)	表示内容	表面（来庁者側）：呼出番号 呼出操作器の番号呼出操作に連動し、呼出番号を表示する。 裏面（執務室側）：呼出表示業務の待ち人数、待ち時間。
(3)	呼出音声	呼出操作器の番号呼出操作に連動し、呼出番号を表示すると同時に音声による呼出をする

(注) 1：設置は、窓口カウンターにポールで行うものとする。

2：設置用ポールは見積金額に含むものとする。

3：1つの呼出番号個別表示機に対し、4個の呼出操作器の接続（無線の場合は連動）が可能な機器とすること。

## エ 発券番号呼出ディスプレイ

番号	項目	規格・機能
(1)	画面	55インチディスプレイ
(2)	表示内容	呼出操作器の番号呼出操作したときは、呼出番号及び窓口を表示すること 窓口業務名称及び窓口対応中の番号を表示すること
(3)	対応業務	市民課「番号発券機」対応のすべての業務

(注) 1：設置は、天井吊り下げとする。

2：天井吊り下げに係る費用のうち、点検口設置に係る費用は見積金額に含まないものとする。

### (2) 混雑配信

インターネット上に現在の呼び出し番号と待ち人数を配信できること。

月額利用料の有無は問わない。

### (3) 機器全判

設置に必要な器具、システムを利用するための各機器間の通信等に必要な機器を含むこと。

なお、通信に有線を利用する場合は、そのケーブル等や配線作業を含み、無償機器を利用する場合は岡崎市所有の無線機器への電波干渉を防ぐため、無線の仕様について市と協議の上決定すること。

## 2 交付番号呼出システム

### (1) 設置機器

(市民課)

ア 交付番号呼出用パソコン 1台

イ バーコードリーダ 1台

ウ 交付番号呼出ディスプレイ 1台

エ その他 システム構成上必要な機器等

## ア 交付番号呼出用パソコン

(注) 1 : バーコードリーダーを接続するものとする。

## イ バーコードリーダー

番号	項目	規格・機能
(1)	対応コード	次のいずれかのバーコードの読み取りが可能なこと JAN-8/JAN-13、Code 39、Code 128、UPC-A、UPC-E、 NW-7(CodaBar)、ITF(Interleaved2of5)、EAN-128、 EAN-128(定型)、QR CODE

(注) 1 : 交付番号呼出用パソコンと接続するものとする。

## ウ 交付番号呼出ディスプレイ

番号	項目	規格・機能
(1)	画面	55インチディスプレイ
(2)	表示内容	番号呼出操作したときは、呼出番号を表示すること 交付完了操作を行うまで番号をディスプレイに記録表示させること

(注) 1 : 設置は、天井吊り下げとする。

2 : 天井吊り下げに係る費用のうち、点検口設置に係る費用は見積金額に含まないものとする。

## (2) 混雑配信

インターネット上に呼び出した番号を窓口の手続きが完了するまで配信できること。

月額利用料の有無は問わない。

## (3) 機器全般

設置に必要な器具、システムを利用するための各機器間の通信等に必要な機器を含むこと。

なお、通信に有線を利用する場合は、そのケーブル等や配線作業を含み、無線機器を利用する場合は岡崎市所有の無線機器への電波干渉を防ぐため、無線の仕様について市と協議の上決定すること。